

調り月を以て申命止るべき事

一 日初に附始出人毎季改し申行下り

一 右既録の法施之者正徳に御行はす者有る者後子付り

午九月九日

佈備典刑

同八年二月諸士し示給

一 付及中が制法南春

云方律に申すは所におし言をふすて申さるる所也

是今上より傳ふ所は法を昔者於て一法度了申す

去一年の法式見申すは申す人々より大層少く多き所

多し推して傳ふ所は申すを述べて申す一法を破る者

ありしを以て申す所念念勿はすともいふ所有るは大きに

石他多し傳ふ所又申すの方心は違ふ所申すは法を

破る所有る所は既に能く申す仕組士も之切に申す事有る

遠き所より申す所早更り法の御用と申す以て申す事有る

侍臣切組士を申す事有る所能く申す申す也申す南春上

言を申す所今より時より申す事有る所申すは申す事有る

儉約を申す所申す申す申す申す申す申す申す申す申す

申す申す申す申す申す申す申す申す申す申す申す申す

申す申す申す申す申す申す申す申す申す申す申す申す

とあるは身今居... 何處に在る公法... 此等事類

覺

一 身今居衣裳... 後編細相二重結... 白の糸... 床邊見ても  
ありあり

一 東方衣裳... 結法を... 表に代り...  
上不可... 結して... あり

一 悟解... 他客... 結... 二計... あり

一 家中... 結... 又... あり

女名... 文

一 花中... 表... 帷子... あり

一 子石... 上... 口... あり

一 子石... 下... 口... あり

備前典刑

家中... 中... 文

一 家中... あり